



会議規則の改正案可決について（育児時間の追加）

12月1日、榛東村議会では、議会の開会中でも赤ちゃんの授乳が安心してできるようにと、議員の「育児時間」を明文化した会議規則の改正案が本会議に提案され、全会一致で可決されました。

育児時間については、労働基準法を参考にしています。議員のなり手不足の解消や、多様な人材が参加しやすい議会づくりが叫ばれる中、育児中の議員でも全員が議会の審議に参加できる環境を作ることを目的としています。

改正案の内容

- ・「育児時間」として、生後1歳未満の子どもを育児中の議員は「会議中に2回それぞれ少なくとも30分、その子を育てるための時間を議長に請求できる。」と明記し、請求があった場合、「議長は、休憩するものとする。」と定めた。
- ・請求できる議員の性別は問わず、授乳やおむつ替えなどができる。

本件に関するお問い合わせ

担当課：議会事務局

電話：0279-54-2211（内線310）

FAX：0279-54-8225

ホームページ掲載依頼

掲載希望日時	●●年●●月●●日
	●●時●●分
注意事項	